精華町農業委員会会議録

１、開会の日時　　令和３年２月５日午後１時３０分

２、開会の場所　　役場庁舎６階審議会室

３、出席した農業委員は次のとおりです。

１番　井澤　茂治	４番　森本　　豊
５番　藤村　絹子	７番　草嶋　邦子
８番　山本　千惠子	９番　井上　和也
１０番　田中　安弘	１５番　山本　　功
１８番　岩井　三郎	１９番　太田　廣之

４、欠席した委員は次のとおりです。

３番　松尾　清敏	１１番　森島　隆詞
１６番　杉嶋　秀美	１７番　新司　吉行

５、出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

なし

６、欠席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

２番　野秋　博史	６番　中川　茂成
１２番　米澤　貞幸	１３番　中村　　正
１４番　田中　吉照	

事務局　　上村　篤司
植山　さゆみ

７、議案

議案第１号　　農地法第３条の規定による許可申請について
議案第２号　　農地法第４条第１項の規定による許可申請に対する意見について
議案第３号　　非農地証明交付申請の承認について
議案第４号　　令和２年度農用地利用集積計画（第１０次）の決定について
報告第１号　　農地法第５条第１項第７号の規定による届出について

８、署名委員

４番　森本　　豊	５番　藤村　絹子

９、閉会の日時　　令和３年２月５日午後２時１２分

審議の経過

議　長　　それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和３年第２回農業委員会総会を開催させていただきます。

ただいまの出席委員は１４名中１０名であり、過半数以上の出席がありますので農業委員会等に関する法律第２７条３項により、総会が成立していることを報告します。

また、農地利用最適化推進委員は全員出席を取り止めていただいております。

１月１３日、京都府にも新型コロナウイルスによる緊急事態宣言が発令され、昨年５月の総会と同じく、過半数ギリギリでの開催とさせていただきました。

今の情勢をご理解の上、何卒よろしくお願いいたします。

本日の署名委員は、４番森本豊委員、５番藤村絹子委員のお二人にお願いします。

それでは、ただいまから農地法の審議に入ります。

議　長　　議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請について、を議題とします。

事務局、議案の提案及び説明を願います。

事務局　　それでは議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請について、でございます。議案書１ページをお開きください。１番でございます。

［　提案説明　］

場所については２ページの地図のとおりです。

譲受人は営農地のすべてを耕作されており、農作業従事日数につきまして、要件を満たしております。

また、耕作によりまして周辺農地に影響を及ぼすことはないと考えられます。

したがいまして、農地法第３条第２項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えております。以上、よろしくお願いいたします。

議　長　　１番については、地区担当委員の森本委員が現地確認を行っておられますので、補足説明をお願いします。

森　本　　４番、森本です。

ただいま、事務局より提案説明のありましたとおり、１月２０日、上村局長と申請のありました現地を確認しました。

現地は農地として適正に管理されておりました。

今後も適正な管理が見込まれますので、地元担当委員としては問題のないものと考えております。よろしくご審議くださいますようお願いします。

議　長　　ありがとうございました。

それでは、議案について、審議をお願いいたします。

議　長　　異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。
よろしいでしょうか。
それでは、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

議　長　　ありがとうございました。挙手全員でございます。

議　長　　議案第１号については、許可することに決定いたします。

議　長　　次に、議案第２号、農地法第４条第１項の規定による許可申請に対する意見について、を議題とします。
事務局、議案の提案及び説明を願います。

事務局　　それでは議案第２号、農地法第４条第１項の規定による許可申請に対する意見について、でございます。
議案書３ページをお開きください。１番でございます。
［　提案説明　］
場所については４ページの地図のとおりです。
１番の立地基準につきましては、農用地区域内にある農地以外の農地でありますが、建物等を建てる場合には、都市計画法第３４条第１１号の区域内で、調整区域ではありますが、市街化区域と同等の取り扱いがされるところで、役場から３００m以内の場所で第３種農地と判断されます。
また、一般基準につきましては転用目的が妥当で、目的実現が確実であり、周辺農地への営農への支障がないことで要件を満たしております。
したがいまして、農地法第４条第６項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

議　長　　議案第２号については、地区担当委員の藤村委員が現地確認を行っておられますので、補足説明をお願いします。

藤　村　　５番、藤村です。
ただいま、事務局より提案説明のありましたとおり、１月２２日、上村局長と申請のありました現地を確認しました。
現地は農地として適正に管理されておりました。
毎年この時期にいちご園の駐車場として一時転用され、いちご園が終わり次第畑に戻されます。今後も適正な管理が見込まれますので、地元担当委員としては問題のないものと考えております。よろしくご審議くださいますようお願いします。

議　長　　ありがとうございました。
それでは、議案について審議をお願いいたします。

議　長　　異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。
よろしいでしょうか。
それでは、許可相当と思われるの方の挙手をお願いします。

議　長　　ありがとうございました。挙手全員でございます。
議案第２号については、許可相当の意見をつけて、知事に進達することに決定いたします。

議　長　　次に、議案第３号、非農地証明交付申請の承認について、を議題とします。
事務局、議案の提案及び説明を願います。

事務局　　それでは議案第３号、非農地証明交付申請の承認について、でございます。
５ページをお開きください。１番でございます。
［　提案説明　］
場所については次ページの地図のとおりです。

議　長　　議案第３号は、地区担当委員の森本委員が現地確認を行っておられますので、補足説明をお願いします。

森　本　　４番、森本です。
ただいま、事務局より提案説明のありましたとおり、１月１８日、上村局長と申請のありました現地を確認しました。
現地は調整区域の農用外であります。
８０年以上前から川西土地改良区の水路として使用されており、農地への復旧も困難であり、やむを得ないものと考えております。
地元担当委員としては非農地として問題ないものと考えます。よろしくご審議くださいますようお願いします。

議　長　　ありがとうございました。
それでは、議案について審議をお願いいたします。

議　長　　異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。
よろしいでしょうか。
それでは、非農地として承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

議　長　　ありがとうございました。挙手全員でございます。
議案第３号については、承認することに決定いたしました。

議　長　　次に、議案第４号、令和２年度農用地利用集積計画（第１０次）の決定について、を

議題とします。

１番ですが、農業委員会等に関する法律第３１条議事参与の制限により、私は審議を行う間、退席いたしますので、議長を副会長にお願いいたします。

議　長（副会長）　　議長を交代いたします。
それでは事務局より議案の提案及び説明を願います。

事務局　　それでは、７ページをお開きください。議案第４号、令和２年度農用地利用集積計画（第１０次）の決定について、精華町長より、農用地利用集積計画の提出があったので農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、決定を求める。

次のページをご覧ください。１番でございます。

［　提案説明　］

場所については、１１ページのとおりです。

以上の件につきまして、全部効率要件、農作業常時従事要件等の農業経営基盤強化促進法第１８条第３項を満たしていると考えられます、以上です。

議　長（副会長）　　それでは本件の議案について、審議をお願いいたします。
何かご質問等ございませんか。

議　長（副会長）　　異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

議　長（副会長）　　それでは議案第４号１番の計画決定に賛成の方の挙手をお願いします。

議　長（副会長）　　ありがとうございます。挙手全員でございます。
議案第４号１番の計画は、議案どおり決定いたします。
太田会長が着席するまでしばらくお待ちください。

議　長（副会長）　　太田会長にお伝えします。議案第４号１番の計画は、議案どおり決定いたしました。

議　長（副会長）　　それでは議長を交代いたします。

議　長　　岩井副会長、ありがとうございました。

議　長　　続きまして２番から６番の提案について、事務局より提案及び説明を願います。

事務局　　８ページをお開きください。２番でございます。

［　提案説明　］

場所については、１３，１４ページのとおりです。
８ページに戻っていただき３番でございます。
［　提案説明　］
場所については、１６ページのとおりです。
９ページをお開きください。４番でございます。
［　提案説明　］
場所については、１８ページのとおりです。
９ページに戻っていただき５番でございます。
［　提案説明　］
場所については、２０ページのとおりです。
９ページに戻っていただき６番でございます。
［　提案説明　］
場所については、２２ページのとおりです。
以上の件につきまして、全部効率要件、農作業常時従事要件等の農業経営基盤強化促進法第１８条第３項を満たしていると考えられます、以上です。

議　長　　それでは本件の議案について、審議をお願いいたします。
何かご質問等ございませんか。

森　本　　はい。

議　長　　どうぞ、森本委員。

森　本　　４番、森本です。
１点お聞きしたいのですが、２番の農業経営の状況等で、機械の種類、数量等ですが、経自動車と耕運機、草刈機となっていますが、水稲をされるとなると、田植機やほかの機械も要ると思うのですが、それらの農機具等はどうされるのか聞いておられますか。どこかから借用されるのですか。

岩　井　　１８番、岩井です。
それにつきましては、親戚と一緒に作業をしていて、親戚から借りてすると聞いておりますので、地元農業委員として確認しております。

森　本　　ここに記載はされていないですが、機械は借りてされるということでよろしいですね。

岩　井　　はい、そうです。

議　長　　よろしいでしょうか。
ほかに何かご質問等ありませんか。

本件に対し採決をとらせていただきたいと思います。
よろしいでしょうか。

議　長　　それでは議案第４号２番から６番の計画決定に賛成の方の挙手をお願いします。

議　長　　ありがとうございます。挙手全員でございます。
議案第４号２番から６番の計画は、議案どおり決定いたしました。

議　長　　続きまして、報告第１号、農地法第５条第１項第７号の規定による届出について、を報告します。事務局よりを報告願います。

事務局　　２３ページをお開きください。報告第１号、農地法第５条第１項第７号の規定による届出について、でございます。
１番でございます。
［　内容報告　］
場所については２４ページの地図のとおりです。

議　長　　専決処理しました件ですが、 何かご質問等ございませんでしょうか。

議　長　　なければ報告第１号を終わります。
議案書につきましては、以上でございます。

＜その他＞

議　長　　それでは、最後になりましたが、次回の総会について、お諮りします。
２月２６日金曜日１３時３０分から開催としたいと思いますが、皆さんのご都合はいかがでしょうか。
それでは、次回の総会を２月２６日金曜日１３時３０分からと決定いたします。
後日、開催については文書で通知いたしますが、議案の締め切りから総会までの日がなく、議案書は当日配付とさせていただきますので、ご了承いただきますよう、よろしくお願いいたします。
これをもって、本日の予定しておりました議事はすべて終了いたしました。
委員の皆さん、長時間にわたり、慎重なご審議をいただき、また議事進行にご協力を賜りありがとうございました。
これをもちまして、総会を閉会させていただきます。

時に午後２時１２分